



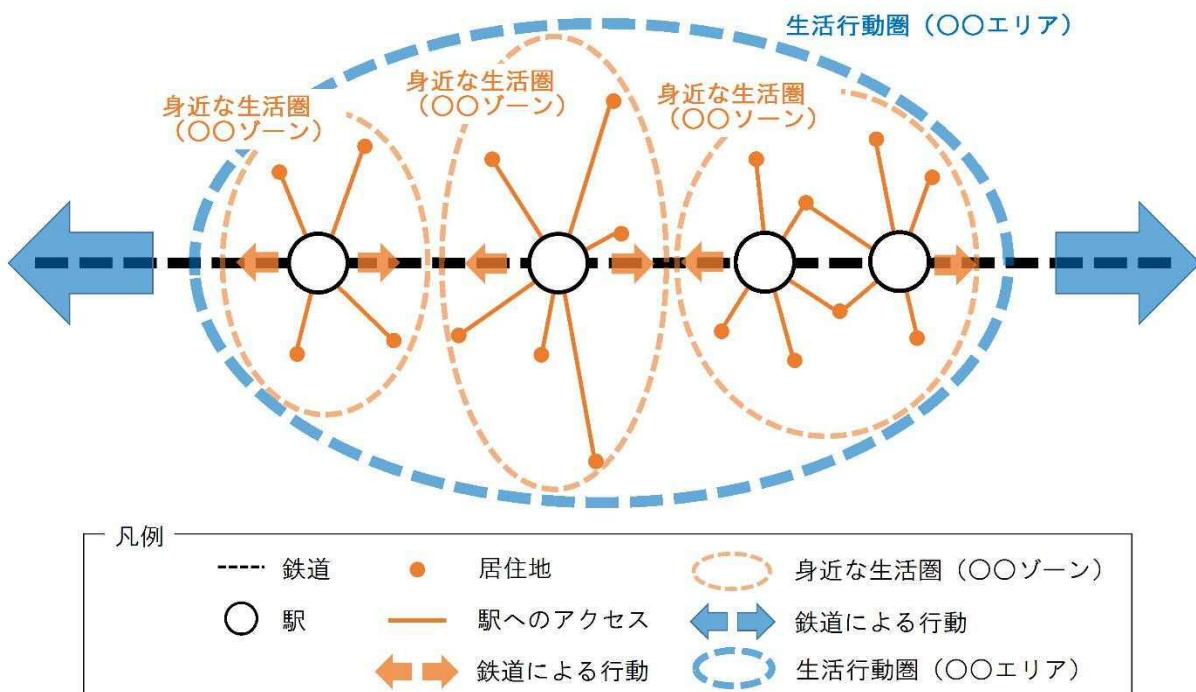
第5部 身近な生活圏別の 沿線まちづくりの考え方

Ⅰ 身近な生活圏別の沿線まちづくりの基本的な考え方

1 目的

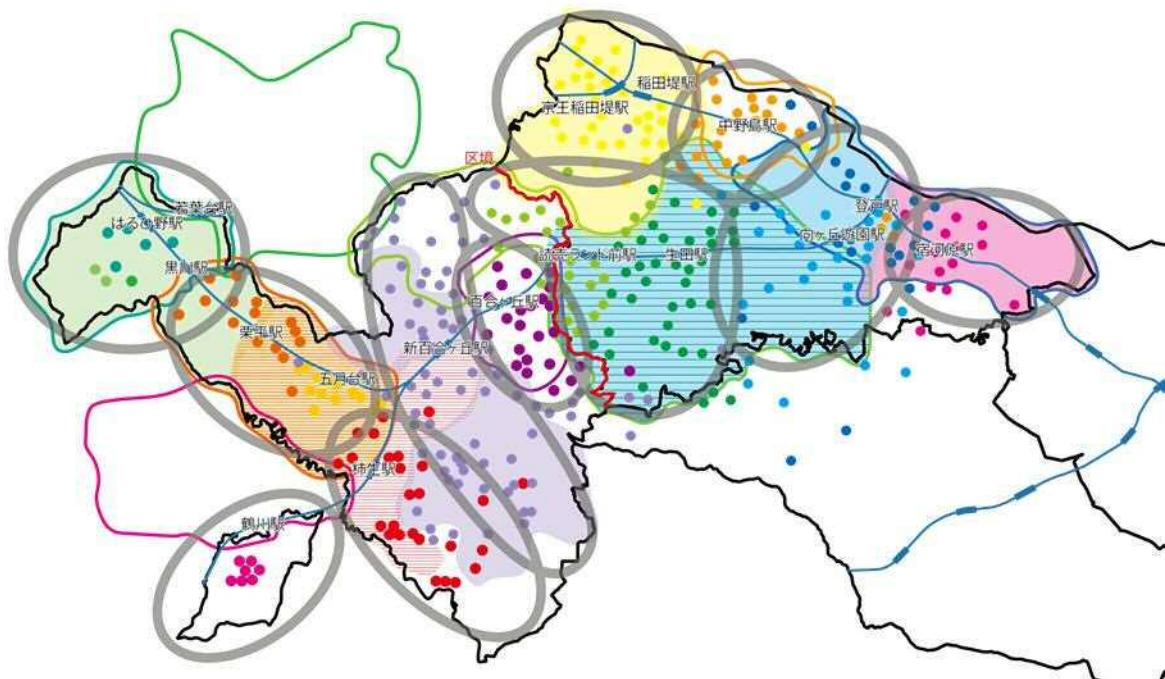
- ・市民の生活行動圏は、鉄道沿線を主軸に広域的に展開しており、日常的な生活圏（身近な生活圏）は鉄道駅と各々の居住地を中心とした比較的狭い範囲で展開しています。
- ・高齢化や人口減少を見据えると、日常的な買い物や身近なコミュニティの形成単位などは身近な生活圏の中で行えることが望ましく、沿線まちづくりを進めるにあたっては、広域的な視点とともに、地域に身近な視点も重要であると考えます。
- ・全体構想においては、鉄道を軸に市民の生活行動圏が「北部エリア」、「中部エリア」、「川崎・小杉駅周辺エリア」、「川崎駅・臨海部周辺エリア」の4つに分けられることに着目し、それぞれのエリアにおけるまちづくりの基本的な考え方を示しました。
- ・そこで、区別構想においては、市民が主体となるまちづくり活動に役立てていただくことを目的として、身近な生活圏ごとにまちの特徴やまちづくりの方針を整理し、それぞれのゾーン内に掲げられている主なまちづくりの方針を明確にします。

■生活行動圏と身近な生活圏の関係（イメージ）



2 北部エリアにおける「身近な生活圏」

- ・北部エリア内における「身近な生活圏」は、各鉄道駅の利用圏とおおむね一致すると考え、通勤・通学や日常的な活動における鉄道駅の利用圏等を踏まえ、次のとおり、11個のゾーンを設定しました。



凡例

各駅を初乗りとする定期券利用者の20%以上が居住する範囲 ※1

各駅を最寄り駅とする市民アンケート回答者の居住地 ※2

[Color Box]	百合ヶ丘駅	[Color Box]	稻田堤・京王稻田堤駅
[Color Box]	新百合ヶ丘駅	[Color Box]	中野島駅
[Color Box]	柿生駅	[Color Box]	宿河原駅
[Color Box]	鶴川駅	[Color Box]	登戸駅
[Color Box]	五月台駅	[Color Box]	向ヶ丘遊園駅
[Color Box]	栗平駅	[Color Box]	生田駅
[Color Box]	黒川駅	[Color Box]	読売ランド前駅
[Color Box]	はるひ野駅	[Color Box]	
[Color Box]	若葉台駅	[Color Box]	

※1 出典 「大都市交通センサス（平成 27（2015）年）」を基に作成

※2 出典 「都市計画マスターplan改定に向けたアンケート調査（平成 27（2015）年）」を基に作成

II 身近な生活圏のまちづくり

登戸・向ヶ丘遊園駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【北部エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況



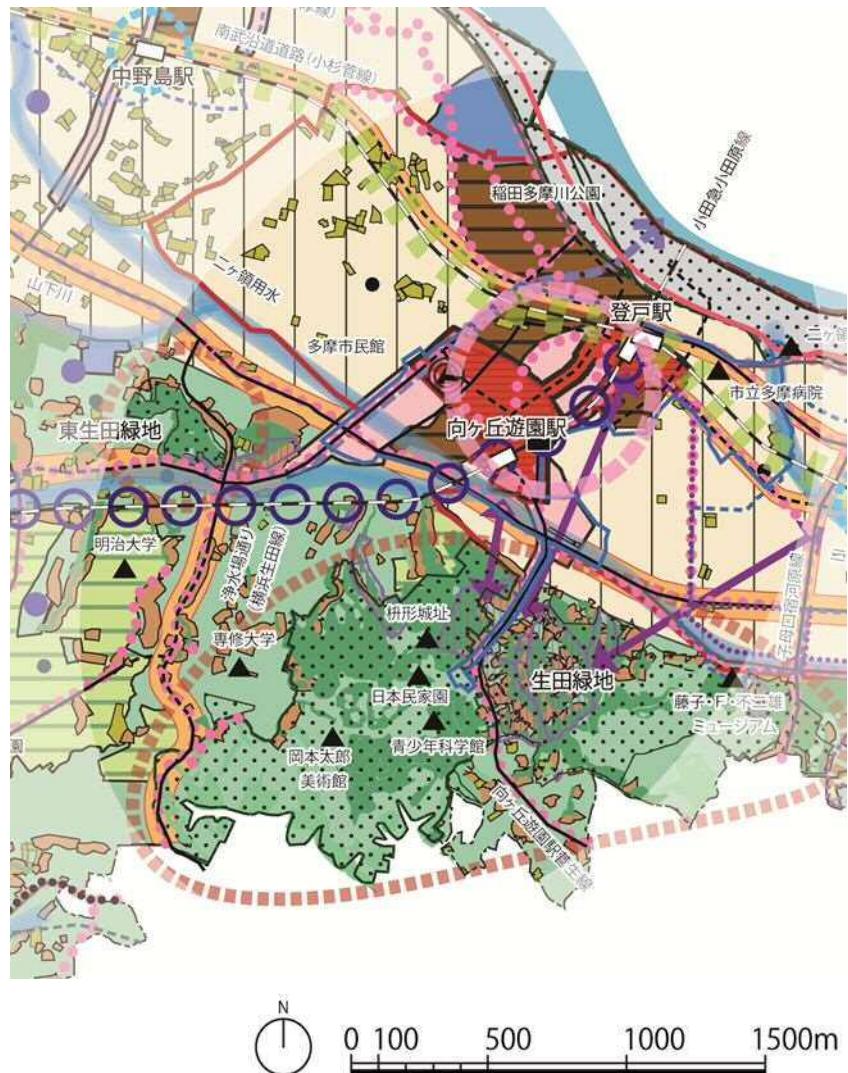
出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)

登戸土地区画整理事業が進められている登戸地区や生田緑地周辺の東生田地区などを含むゾーンです。津久井道沿いの宿場町として発展してきましたが、昭和 30~40 年代にかけて農地がスプロール的に宅地化されたため、道路や公園等の都市基盤が未整備な地域があります。

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、北部エリアの「地域生活拠点」として、また、多摩区の拠点として、JR 南武線と小田急小田原線が結節する立地的な優位性や、多摩川や生田緑地の玄関口としての特徴を活かし、登戸駅、向ヶ丘遊園駅の 2 つの鉄道駅が連携し、都市機能がコンパクトに集約した魅力ある拠点形成をめざします。
- 登戸駅と向ヶ丘遊園駅、多摩区総合庁舎等の公共施設を結ぶ街路沿いに、沿道型の商業集積地の形成を誘導し、各々の施設を核として、賑わいとともに多世代の交流を育む個性ある地域生活拠点をめざします。
- 多摩川とその支川沿いの住宅地は、農地がスプロール的に宅地化し、道路や公園等の基盤施設が未整備な地域があることから、「平たん部住環境向上エリア」として、戸建住宅と共同住宅等とが調和した中密度の土地利用を図ります。(①)
- 平たん部住環境向上エリアでは、住宅の建築・建替えの機会にあわせた狭あい道路の拡幅への支援や、住環境の改善に向けた地区計画等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。(①)
- 貴重な自然環境を将来にわたって守り、歴史・文化資源等を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる回遊性の高い生田緑地をめざします。
- 登戸駅、向ヶ丘遊園駅から生田緑地を結ぶ主要なアクセス動線において、安全性・快適性に配慮した道路の改善に努めるとともに、生田緑地との繋がりが感じられる景観にも配慮した歩行者動線の整備を推進します。(②)
- 踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として指定された、登戸 1 号について、抜本的対策だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情にあわせた改良計画を検討します。(③)

■方針図



一方針一		基本凡例一	
■ 商業業務エリア	○○○ 小田急小田原線複々線化	■ 生産緑地	○○○ 区役所・出張所・連絡所
■ 地域商業エリア	△△△ 鉄道新規ネットワーク*	■ 主な公園・緑地等	■ 鉄道
■ 丘陵部住環境保全エリア	JR南武線長編成化	▲ 主な施設	— 自動車専用道路
■ 丘陵部住環境向上エリア	○○○ JR南武線駅アクセス向上	● 路線バスネットワーク	— 都市計画道路(完成・概成区间)
■ 平たん部住環境調和エリア	■ 路切道改良促進法に基づく指定路切道の対策推進(③)	····· コミュニティ交通経路	- - - 都市計画道路(事業・計画区间)
■ 平たん部住環境向上エリア(①)	□ 重点整備地区	— その他の主要な道路	— 河川
■ 産業高度化エリア	□□□ バリアフリー推進地区	■ 市街化調整区域	■ 市街化調整区域
■ 幹線道路沿道エリア	○○○ 協働による防災まちづくりの推進地区	■ 防火地域	■ 防火地域
■ 道路緩衝エリア	○○○ 都市景観の形成	■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 急傾斜地崩壊危険区域
○○○ 公園緑地の拠点	○○○ 緑化推進重点地区	■ 土砂灾害警戒区域	■ 土砂灾害警戒区域
■ 優先的に保全を図るべき緑地	○○○ 多摩川と沿線空間の連携	● 地域防災拠点(中学校)	● 地域防災拠点(中学校)
■ 保全すべき緑地	○○○ 生田緑地へのアクセス改善(②)	● 避難所	● 避難所
■ 保全対象の緑地	○○○ 五反田川放水路整備事業	■ 広域避難場所	■ 広域避難場所
····· 都市計画道路代替候補	○○○ 水の軸		
—— サイクリングコース			

*鉄道新規ネットワークは具体的な位置を示すものではありません

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
※凡例中の九数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

平成30年3月現在

生田・読売ランド前駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【北部エリアにおける身近な生活圏】

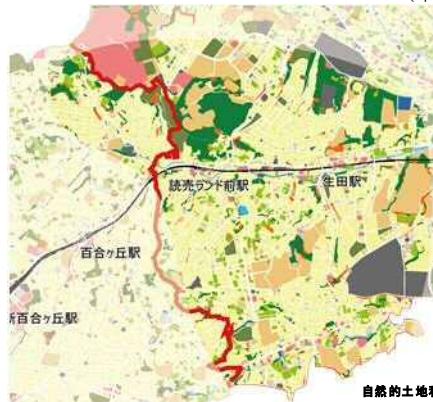


両駅周辺の生田地区をはじめ、路線バスにより繋がる長沢地区や多摩美地区（麻生区）などを含む広いゾーンです。両駅は、昭和2

（1927）年に開設されましたが、昭和40年代に駅周辺で土地区画整理事業が行われるまで大きな開発は行われませんでした。土地区画整理事業により住環境は良好である一方、同時期に同世代が一斉に入居しているため、多摩区内で最も高齢化が進んでいます。

(2) 土地利用現況

出典：都市計画基礎調査
(平成27(2015)年)



自然的土地利用	
農地	
山林	
河川、水面、水路	
荒地、海浜、河川敷	
都市的土地利用	
住宅系土地利用	
商業系土地利用	
工業系土地利用	
運輸施設用地、供給処理施設用地	
公共用地、文教・厚生用地	
公共空地・民間空地	
その他空地	
道路用地	
鉄道用地	
市区界	

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

○生田駅、読売ランド前駅周辺では、長期的には小田急線の複々線化事業や世田谷町田線の拡幅にあわせて、駅前空間の改善や駅前にふさわしい土地利用を図ります。それらが実現するまでの間は鉄道事業者の取組や住民のまちづくり活動を支援し、駅前の道路空間の改善や、交通安全施設の改良等に努めます。

○土地区画整理事業や大規模な宅地開発等により、道路や公園等の基盤整備が進み、比較的良好な住環境が形成されている地域は、「丘陵部住環境保全エリア」として、低層住居専用地域では、低層の戸建住宅と共同住宅が調和した低密度の土地利用を図ります。（①）

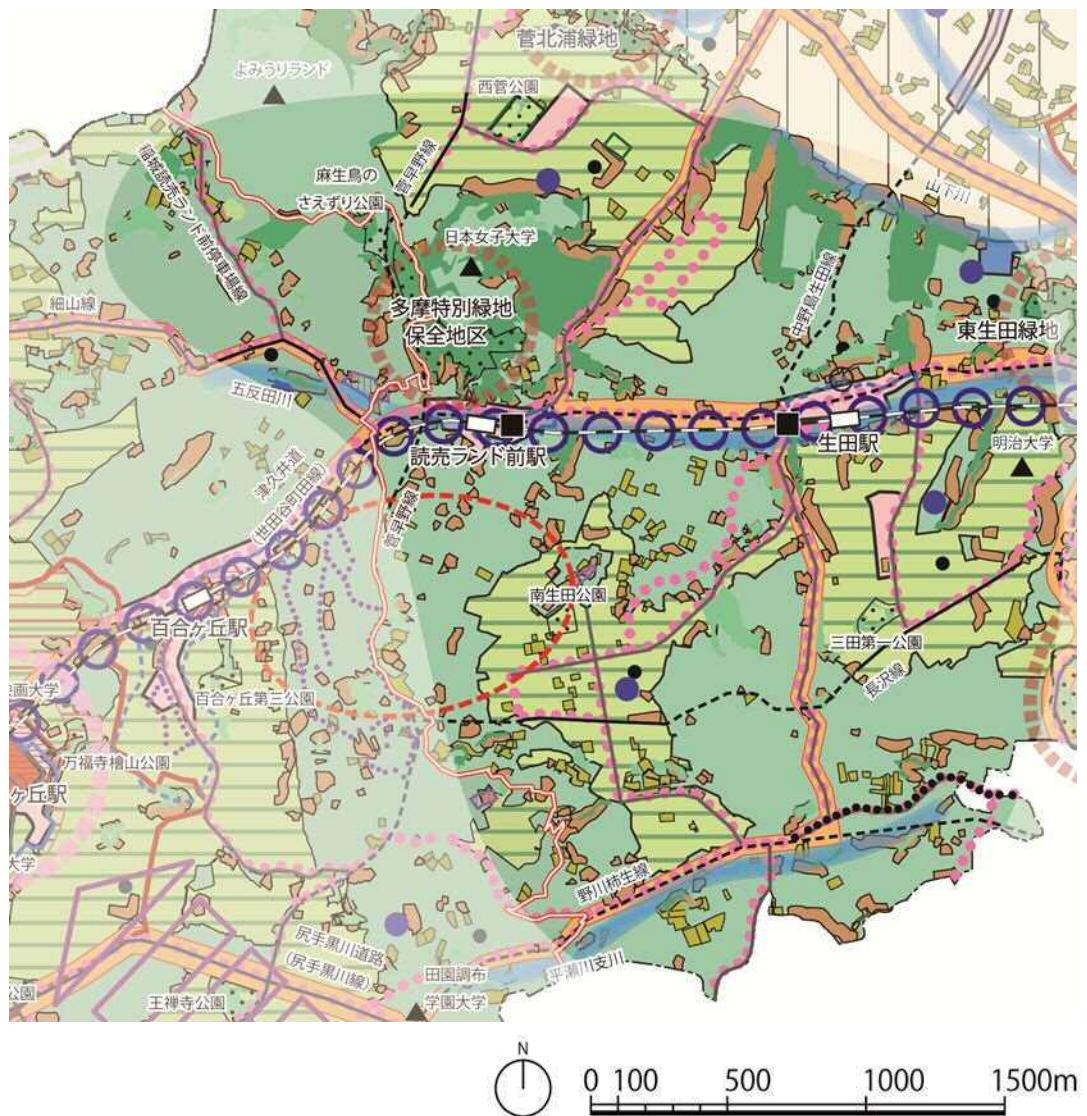
○丘陵部住環境保全エリアでは、住環境を維持・保全するために、地区計画や建築協定、地区まちづくり育成条例等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。（①）

○野川柿生線（横浜生田線～西長沢交差点）については、都市計画道路網の見直し方針に基づき、既存道路に機能を代替することによって、都市計画道路としての機能や役割を早期に發揮させ、効率的・効果的な幹線道路網の構築を推進します。

○踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として指定された、生田1号及び生田4号については、抜本的対策だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情にあわせた改良計画を検討します。（②）

○火災延焼等のリスクがある読売ランド前駅周辺等の一部地域では、町会、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域課題の抽出・共有を図るとともに、対策の検討とその実現に向けた防災活動を支援し、地域防災力の向上をめざします。（③）

■方針図



一方針	
商業業務エリア	○○○ 小田急小田原線複々線化
地域商業エリア	△△△△ 鉄道新規ネットワーク*
丘陵部住環境保全エリア(①)	JR南武線長編成化
丘陵部住環境向上エリア	○○○ JR南武線駅アクセス向上
平たん部住環境調和エリア	■ 路切道改良促進法に基づく指定路切道の対策推進(②)
平たん部住環境向上エリア	■ 重点整備地区
産業高度化エリア	□ バリアフリー推進地区
幹線道路沿道エリア	○○○ 協働による防災まちづくりの推進地区(③)
道路緩衝エリア	○○○ 都市景観の形成
公園緑地の拠点	○○○ 緑化推進重点地区
優先的に保全を図るべき緑地	○○○ 多摩川と沿線空間の連携
保全すべき緑地	○○○ 生田緑地へのアクセス改善
保全対象の緑地	→→ 五反田川放水路整備事業
都市計画道路代替候補	→→ 水の軸
サイクリングコース	

*鉄道新規ネットワークは具体的な位置を示すものではありません

基本凡例	
○○○ 区役所、出張所、連絡所	■ 生産緑地
△△△△ 鉄道	□□□□ 主な公園・緑地等
■ 自動車専用道路	▲ 主な施設
— 都市計画道路(完成・概成区間)	●●●● 路線バスネットワーク
- - - 都市計画道路(事業・計画区間)	······ コミュニティ交通経路
— その他の主要な道路	—— 区境
— 河川	
■ 市街化調整区域	
■ 防火地域	
■ 急傾斜地崩壊危険区域	
■ 土砂災害警戒区域	
● 地域防災拠点(中学校)	
● 避難所	
□ 広域避難場所	

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

平成30年3月現在

宿河原駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【北部エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)

宿河原地区や長尾地区などを含むゾーンです。多摩川とその支川である二ヶ領用水沿いで、農地がスプロール的に宅地化されることによって市街地が形成されたため、道路や公園等の基盤施設が未整備な地域があります。ゾーン内には、二ヶ領用水沿いの桜並木や藤子・F・不二雄ミュージアムなどの地域資源がありますが、駅前商店街には空き店舗がみられます。

< ゾーン内の主なまちづくり方針 >

○宿河原駅周辺では、商店街の中に空き店舗が目立ち始めていることから、商業振興施策と連携し、空き店舗の活用や街なみ景観の向上などの地域活性化に向けた住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

○宿河原駅においては、駅アクセスの向上や駅周辺の特性に応じた駅前空間の改善に向け、橋上駅舎化等の整備を検討します。(①)

○多摩川や二ヶ領用水沿いの住宅地は、農地がスプロール的に宅地化し、道路や公園等の基盤施設が未整備な地域があることから、「平たん部住環境向上エリア」として、戸建住宅と共同住宅等とが調和した中密度の土地利用を図ります。(②)

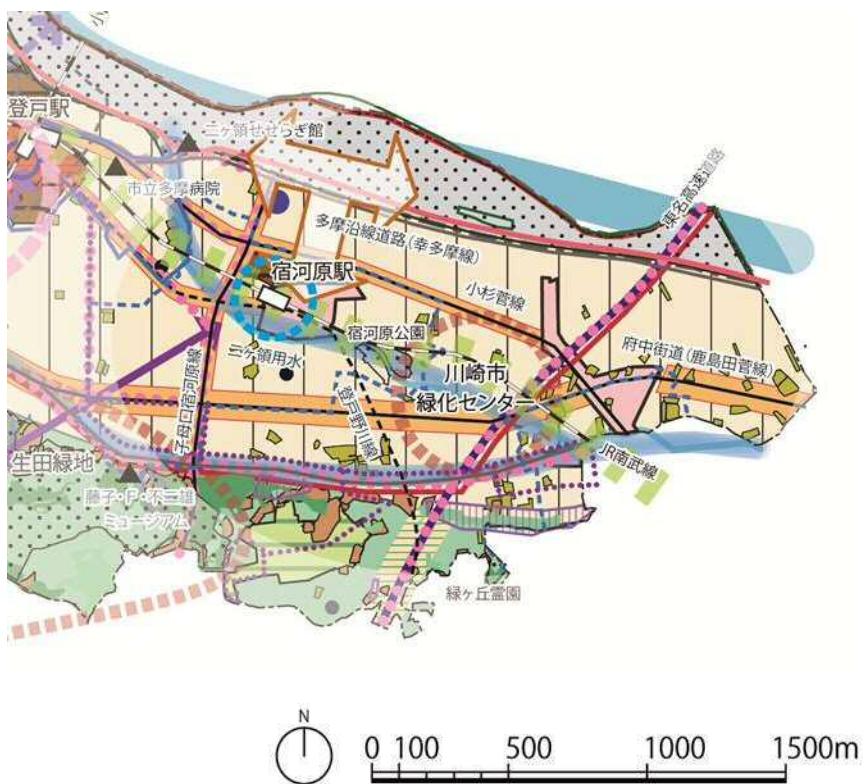
○平たん部住環境向上エリアでは、住宅の建築・建替えの機会にあわせた狭あい道路の拡幅への支援や、住環境の改善に向けた地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。(②)

○長尾台地区において住民の主体的な取組により本格運行されているコミュニティ交通「あじさい号」の運行維持の取組を支援します。(③)

○宿河原駅から生田緑地を結ぶ主要なアクセス動線において、安全性・快適性に配慮した道路の改善に努めるとともに、生田緑地との繋がりが感じられる景観にも配慮した歩行者動線の整備を推進します。(④)

○生田緑地と多摩川や二ヶ領用水を連携させ、回遊性を高めるなど、地域の活性化に向けて、駅から、これらの資源をつなぐ動線の魅力づくりをめざします。

■方針図



方針		基本凡例	
商業業務エリア	○○○ 小田急小田原線複々線化	● 生産緑地	●○○ 区役所・出張所・連絡所
地域商業エリア	△△△ 鉄道新規ネットワーク*	□□□ 主な公園・緑地等	△ 鉄道
丘陵部住環境保全エリア	JR南武線長編成化	▲ 主な施設	— 自動車専用道路
丘陵部住環境向上エリア	○○○ JR武線駅アクセス向上(①)	●●● 路線バスネットワーク	— 都市計画道路(完成・概成区间)
平たん部住環境調和エリア	■ 踏切道改良促進法に基づく 指定踏切道の対策推進	····· コミュニティ交通経路(③)	- - - 都市計画道路(事業・計画区间)
平たん部住環境向上エリア(②)	□ 重点整備地区	— その他の主要な道路	— 河川
産業高度化エリア	□□□ バリアフリー推進地区	■ 市街化調整区域	■ 防火地域
幹線道路沿道エリア	○○○ 協働による防災まちづくりの 推進地区	■■■ 急傾斜地崩壊危険区域	■■■ 土砂灾害警戒区域
道路緩衝エリア	○○○ 都市景観の形成	● 地域防災拠点(中学校)	● 地域防災拠点(中学校)
公園緑地の拠点	○○○ 緑化推進重点地区	● 避難所	● 避難所
優先的に保全を図るべき緑地	○○○ 多摩川と沿線空間の連携	□□□ 広域避難場所	□□□ 広域避難場所
保全すべき緑地	○○○ 生田緑地へのアクセス改善(④)		
保全対象の緑地	○○○ 五反田川放水路整備事業		
都市計画道路代替候補	○○○ 水の軸		
サイクリングコース			

*鉄道新規ネットワークは具体的な位置を示すものではありません

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

平成30年3月現在

中野島駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【北部エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)

中野島地区を中心とした小さなゾーンです。農地がスプロール的に宅地化されることによって市街地が形成されました。現在でも生産緑地地区をはじめ、農地が豊富に残されています。平たんな地形のため、歩きやすいまちですが、狭い道路など基盤施設が未整備な地域があります。

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

○ 中野島駅周辺では、梨畠や田畠などの農地が多く残されていることから、生産緑地地区の指定等により、良好な都市環境の形成に資する農地を保全するとともに、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による土地利用ルールの策定等を支援し、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざします。

○ 中野島駅においては、駅アクセスの向上や駅周辺の特性に応じた駅前空間の改善に向け、橋上駅舎化等の整備を推進します。(①)

○ 多摩川とその支川の住宅地は、農地がスプロール的に宅地化し、道路や公園等の基盤施設が未整備な地域があることから、「平たん部住環境向上エリア」として、戸建住宅と共同住宅等とが調和した中密度の土地利用を図ります。(②)

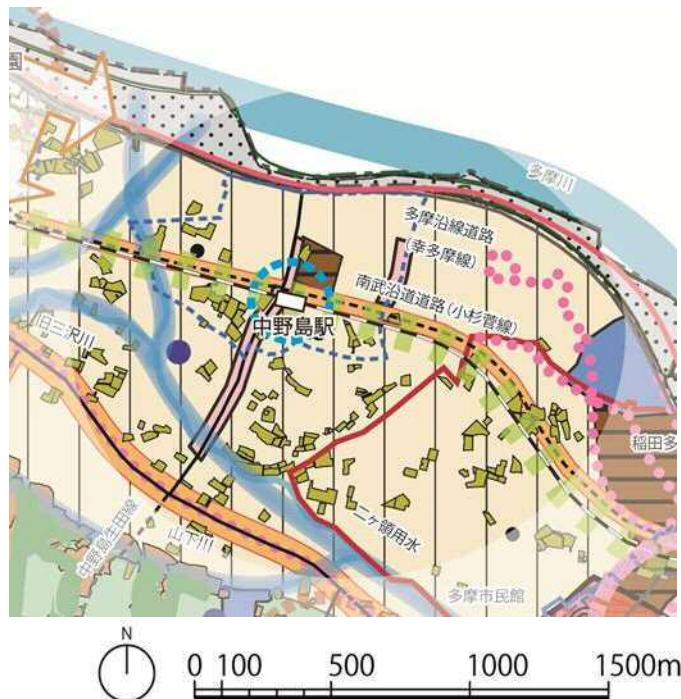
○ 平たん部住環境向上エリアでは、住宅の建築・建替えの機会にあわせた狭い道路の拡幅への支援や、住環境の改善に向けた地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。(②)

○ 中野島駅周辺においては、自転車利用基本方針に基づき、安全で快適な自転車ネットワークの構築に向け、自転車通行環境整備を推進します。

○ 良好的な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区への指定を促進し、一層の保全に努めます。(③)

○ 生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農家の営農意向等を基に特定生産緑地に指定し、保全するとともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。(③)

■方針図



方針一		基本凡例一	
商業業務エリア	○○○ 小田急小田原線複々線化	●○○ 区役所・出張所・連絡所	■■■ 生産緑地(②)
地域商業エリア	△△△ 鉄道新規ネットワーク*	□ 鉄道	□□□ 主な公園・緑地等
丘陵部住環境保全エリア	JR南武線長編成化	— 自動車専用道路	▲ 主な施設
丘陵部住環境向上エリア	○○○ JR南武線駅アクセス向上(①)	— 都市計画道路(完成・概成区间)	●●● 路線バスネットワーク
平たん部住環境調和エリア	■■■ 踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策推進	- - - 都市計画道路(事業・計画区间)	····· コミュニティ交通経路
平たん部住環境向上エリア(⑤)	□ 重点整備地区	— その他の主要な道路	—— 区境
産業高度化エリア	□□□ バリアフリー推進地区	— 河川	
幹線道路沿道エリア	○○○ 協働による防災まちづくりの推進地区	■ 市街化調整区域	
道路緩衝エリア	○○○ 都市景観の形成	■■■ 防火地域	
公園緑地の拠点	□□□ 緑化推進重点地区	■■■ 急傾斜地崩壊危険区域	
優先的に保全を図るべき緑地	○○○ 多摩川と沿線空間の連携	■■■ 土砂灾害警戒区域	
保全すべき緑地	○○○ 生田緑地へのアクセス改善	● 地域防災拠点(中学校)	
保全対象の緑地	→→ 五反田川放水路整備事業	● 避難所	
都市計画道路代替候補	→→ 水の軸	□□□ 広域避難場所	
サイクリングコース			

*鉄道新規ネットワークは具体的な位置を示すものではありません

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

平成30年3月現在

稻田堤・京王稻田堤駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置



(2) 土地利用現況

自然的 土地利用

農地

山林

河川、水面、水路

荒地、海浜、河川敷

都市的 土地利用

住宅系土地利用

商業系土地利用

工業系土地利用

運輸施設用地、供給処理施設用地

公共用地、文教・厚生用地

公共空地・民間空地

その他の空地

道路用地

鉄道用地

市区界

出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)



稻田堤・京王稻田堤駅ゾーンは、戦国時代に合戦の舞台となった小沢城址のある菅地区などを含むゾーンです。駅周辺の平たん部では、農地がスプロール的に宅地化された一方で、丘陵部では土地区画整理事業により計画的な宅地化が行われました。当該ゾーン内の菅町会は日本最大ともいわれ、活発な地域活動が行われています。

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

○稻田堤駅、京王稻田堤駅周辺では、魅力ある商店街の形成を図り、安全で快適な回遊性のある歩行者動線の確保に努めるとともに、商業振興施策と連携し、地域活性化に向けた住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

○稻田堤駅においては、駅アクセスの向上や駅周辺の特性に応じた駅前空間の改善に向け、橋上駅舎化等の整備を推進します。(①)

○多摩川とその支川、大丸用水沿いの住宅地は、農地がスプロール的に宅地化し、道路や公園等の基盤施設が未整備な地域があることから、「平たん部住環境向上エリア」として、戸建住宅と共同住宅等とが調和した中密度の土地利用を図ります。(②)

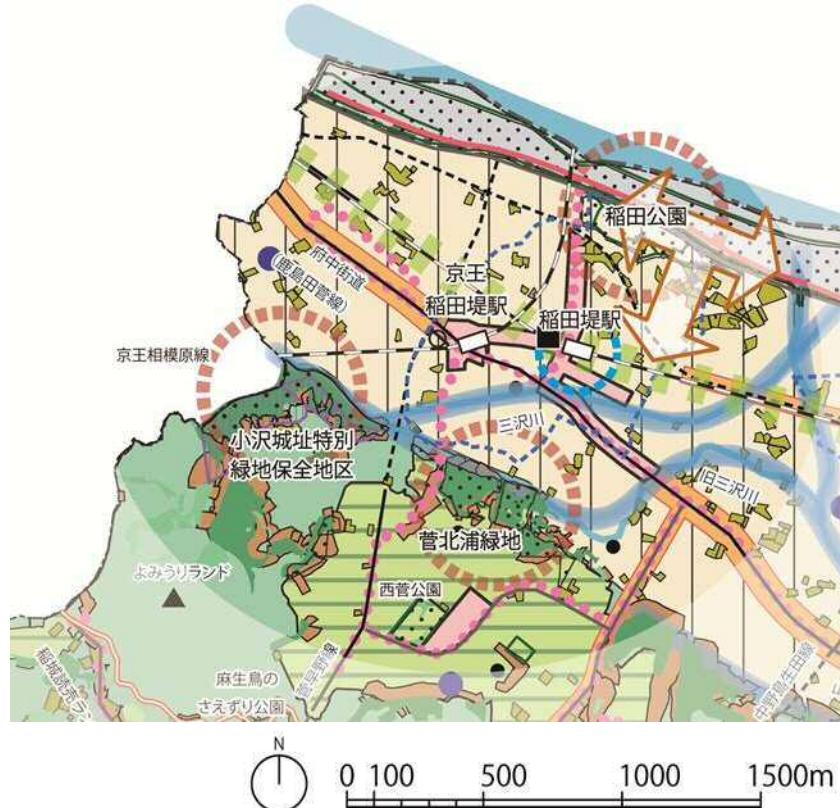
○平たん部住環境向上エリアでは、住宅の建築・建替えの機会にあわせた狭あい道路の拡幅への支援や、住環境の改善に向けた地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。(②)

○踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として指定された、観光道については、抜本的対策だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情にあわせた改良計画を検討します。(③)

○稲田公園は、区を代表する地区公園として、近接する多摩川と一体となった公園緑地の拠点形成により緑と水の連続性・回遊性の向上を図るとともに、地域の更なる魅力向上を図り、民間活力の導入を視野に入れた公園施設の有効活用の検討を進めます。(④)

○誰もが過ごしやすい多摩川をめざし、多摩川サイクリングコースの延伸整備を進めるとともに、自転車と歩行者が安全に利用できるよう、サイクリングコースの拡幅や路面表示の設置など利用環境の向上に取り組みます。(⑤)

■方針図



一方針		基本凡例	
商業業務エリア	○○○ 小田急小田原線複々線化	● 生産緑地	○○○ 区役所・出張所・連絡所
地域商業エリア	△△△ 鉄道新規ネットワーク*	□□□ 主な公園・緑地等	■ 鉄道
丘陵部住環境保全エリア	JR南武線長編成化	▲ 主な施設	— 自動車専用道路
丘陵部住環境向上エリア	○○○ JR南武線駅アクセス向上(①)	····· 都市計画道路(事業・計画区间)	— 都市計画道路(完成・概成区间)
平たん部住環境調和エリア	■ 踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策推進(③)	— その他の主要な道路	····· 都市計画道路(事業・計画区间)
平たん部住環境向上エリア(②)	□ 重点整備地区	— 河川	— その他の主要な道路
産業高度化エリア	□□□ バリアフリー推進地区	■ 市街化調整区域	— 河川
幹線道路沿道エリア	○○○ 協働による防災まちづくりの推進地区	■ 防火地域	■ 防火地域
道路緩衝エリア	○○○ 都市景観の形成	■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 急傾斜地崩壊危険区域
公園緑地の拠点	○○○ 緑化推進重点地区	■ 土砂灾害警戒区域	■ 土砂灾害警戒区域
優先的に保全を図るべき緑地	○○○ 多摩川と沿線空間の連携(④)	● 地域防災拠点(中学校)	● 地域防災拠点(中学校)
保全すべき緑地	○○○ 生田緑地へのアクセス改善	● 避難所	● 避難所
保全対象の緑地	○○○ 五反田川放水路整備事業	□ 広域避難場所	□ 広域避難場所
都市計画道路代替候補	○○○ サイクリングコース(⑤)		
※鉄道新規ネットワークは具体的な位置を示すものではありません			
※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります			
※凡例中の九数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています			
平成30年3月現在			



第6部 計画の実現・推進方策

1 都市計画マスタープラン実現・推進の基本的考え方

(1) 自治基本条例の趣旨に基づく都市計画マスタープランの推進

平成 17（2005）年 4月 1 日に施行された、本市における市政運営の基本的ルールを明らかにする「自治基本条例」では、第 5 条で、次の 3 つの自治運営の基本原則を掲げています。都市計画マスタープランを実現し、推進していく基本的な考え方もこの条例の考え方を沿って進めます。

①情報共有の原則

- ・まちづくりを進めるために、市民と行政とが互いに必要な情報を共有していきます。

②参加の原則

- ・まちづくりは、市民の参加の下で進めています。市民は、まちづくりの各過程に参加する権利を有するとともに、主体的にかかわることが求められます。

③協働の原則

- ・暮らしやすい地域社会の実現を図るために、市民と行政が協力し、互いの特性を發揮しながら、まちづくりの課題の解決に努めます。

(2) 協働・連携によるまちづくり

平成 28（2016）年 3 月に策定された、「協働・連携の基本方針」では、協働・連携の基本理念と協働・連携の推進に向けた視点を次のとおり掲げています。都市計画マスタープランの実現・推進においては、多様な主体との協働・連携が重要であり、この基本方針に沿った協働・連携により、まちづくりを進めます。

【協働・連携の基本理念】

市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学、行政などの多様な主体がその枠を超えて、互いに強みを持ち寄り、地域の課題解決や社会の変革に向けて、主体的に取り組むことを通じ、暮らしやすい地域社会の実現を図ること

①成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決

- ・地域課題を共有しながら成果を意識して取り組み、それぞれの強みを活かした多様性による相乗効果を発揮することにより、効果的なまちづくりが期待されます。

②協働・連携の活性化による社会変革の促進

- ・地域課題が複雑化する中、異なる特徴を持つ主体同士が協働・連携することで、地域課題の解決とともに、新たな取組の誘発や取組の充実が図られ、まちづくりの活性化につながることが期待されます。

③持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進

- ・超高齢社会や人口減少社会に対応するため、協働・連携を通じた取組により、市民の取組への積極的な関わりを促し、地域の担い手不足を解消するなど、市民主体による持続可能な地域づくりが期待されます。

(3) 市民、事業者、行政の役割分担

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものです。さらに、市民、事業者、行政が将来の都市像を共有し、まちづくりの目標や道筋に関する共通の理解を深めることも目的としています。都市計画マスタープランを実現し、推進していくために、市民、事業者、行政の役割を次のとおり整理します。

①市民の役割

- ・本市に在住・在勤・在学する人、町内会・自治会等の地域の団体、まちづくり活動を行う市民団体等の多様な担い手は、まちづくりに関する情報を知ること、まちづくりの過程に参加すること、まちづくりに関する意見を表明し、提案すること、まちづくりに関する諸施策のサービスを受ける権利があります。
- ・さらに、相互に尊重し、責任を持ってまちづくりを担い、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築いていくよう努めること等が求められています。
- ・具体的には、都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現、推進する主体として、まちづくりに参加し、地域のまちづくりを主体的に担っていくことが期待されています。
- ・少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的なまちづくりを進める上で、市民主体の取組の重要性は、一層高まっています。

②事業者の役割

- ・市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが求められています。
- ・具体的には、都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現するために、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、その事業活動にあたっては、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対して貢献・協力していくことが期待されています。
- ・また、地域課題の解決に向けた多様な主体との協働・連携のまちづくりに主体的に関わることが期待されています。

③行政の役割

- ・行政は、都市計画マスタープランに従って、都市計画制度を適切に運用するとともに、土地利用の誘導や都市計画事業等の実施により、計画的なまちづくりを進めます。
- ・行政は、都市計画基礎調査等の基礎情報やまちづくりの進捗状況等に関する効果的な情報発信等を行うことにより、市民・事業者との情報共有に努めます。
- ・都市計画提案制度や地区計画の申出制度等の適切な運用に努め、市民からのまちづくり提案に的確に応答していきます。
- ・市民の自主的なまちづくり活動を尊重し、市民の発意による主体的なまちづくり活動への誘導・支援の一層の展開を図ります。
- ・行政は、多様なまちづくりの主体の一員になり、協働・連携のまちづくりを推進するとともに、必要に応じて地域の多様な主体や資源をつなぐコーディネート機能も担います。

2 都市計画マスタープランの推進等について

(1) 都市計画マスタープランの推進

①計画的な都市計画行政の推進

- ・都市計画マスタープランに従って、地域の実情を反映させた用途地域等の地域地区の見直しを検討します。
- ・自治体を取り巻く行財政環境は依然として厳しい状況であることから、今後の公共公益施設や都市基盤の整備にあたっては、効率的・効果的な取組や手法へと転換していくことが求められています。施設・設備の長寿命化の推進、既存ストックの活用と時代要請への対応、効率的で効果的な整備主体・手法の選択といった視点から、都市計画マスタープランを推進していきます。
- ・市民生活の実態は市域を越えて広域化していることからも、隣接自治体とも連携・協力して、都市計画マスタープランの実現に努めています。

②民間の大規模な開発行為や建築行為に対する誘導

- ・都市計画マスタープランの方針を実現するためには、都市計画決定事項のみならず、開発行為や建築行為といった民間の土地利用を適切に誘導していくことも必要です。そのため、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」における事業者への指導・助言の機会などを通じて、都市計画マスタープランに従った土地利用の誘導に努めます。

③市民との協働によるまちづくりの推進

- ・地域における住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地区まちづくり育成条例を活用したまちづくりルールの策定や地区計画等の法定計画の策定を進めます。
- ・市民参加による地域主体のまちづくりを進めるため、まちづくり活動を主体的に行う市民団体等の実践を踏まえて、区や地域の課題解決、市民との協働による事業の展開に努めています。
- ・都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像の実現のためには、建物の建替更新等を捉えた住環境の改善や地域緑化、街なみ景観の形成及び防災まちづくりの推進等、市民一人ひとりや、町内会・自治会等の地域が主体的に取り組むことも必要です。行政は、これら市民が主体的に取り組む活動に対して、情報提供や技術的な助言等、その活動を支援していきます。また、解決すべき地域課題に応じ、多様な主体をつなぎコーディネートするなど、多様な主体との協働・連携による効果的な課題解決の取組に努めています。

(2) 進捗状況の共有

- ・都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現するために、地域地区等の土地利用や都市施設・市街地開発事業等の個別・具体的な都市計画決定にあたり、適切な情報の提供に努めます。
- ・行政が主体となって取り組むまちづくり事業のみならず、区役所を中心に市民と行政が協働して取り組んでいく事業や、地域において、市民が主体となって取り組むまちづくり活動に関する情報や市内におけるまちづくりの状況を、市民・行政双方が把握できるよう、情報共有に努めます。

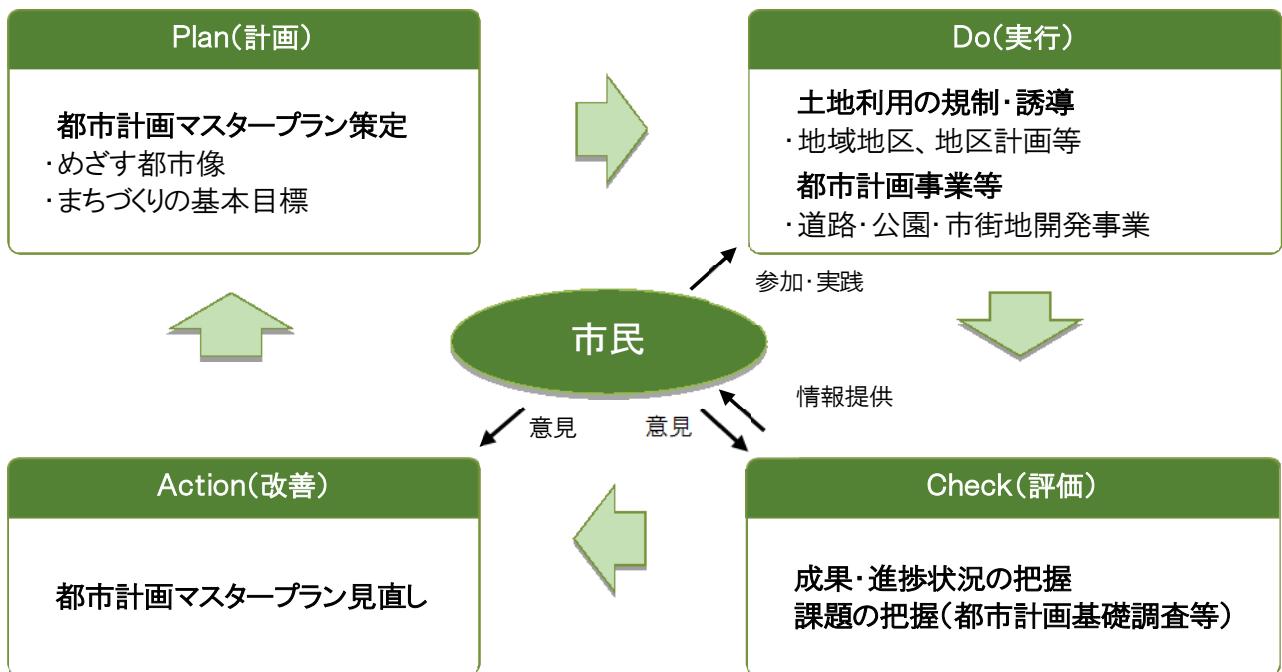
(3) 都市計画マスタープランの見直し

- ・川崎市総合計画の進行管理において把握されたまちづくりの結果や成果を都市計画マスタープランの見直しに反映していきます。
- ・上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」の改定や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定が行われた場合など、社会情勢の変化に的確に対応し、都市

計画基礎調査等の結果等を踏まえながら必要な見直しを機動的に行います。

(4) 都市計画マスタープランの進行管理

- ・都市計画マスタープランの実現・推進について、進行管理の基本的な流れを次のとおり整理します。





資料編

| 策定経緯

市民意見募集・説明会等

(1) 素案作成に向けた取組

①都市計画マスターplan多摩区構想改定に向けた市民ワークショップを開催

- ・開催日：平成29（2017）年9月9日
- ・参加人数：20名

②都市計画マスターplan多摩区・麻生区構想改定に向けたまちづくりフォーラムを開催

- ・開催日：平成29（2017）年11月13日（麻生区と合同で開催）
- ・参加人数：48名

③地域で主体的にまちづくり活動を行う団体等にヒアリングを実施

- ・実施期間：平成29（2017）年12月～平成30（2018）年1月
- ・対象団体：14団体21名（麻生区と合算）

ワークショップ等のとりまとめ



(2) 素案作成後の取組

①改定素案に関するパブリックコメント

- ・調査期間 :
- ・閲覧場所等 :
- ・意見書受付 :
- ・意見書総数 :

②改定素案に関する市民説明会

- ・日程(会場) :
- ・参加者総数 :
- ・質疑総数 :

③改定案の縦覧（意見募集）

- ・調査期間 :
- ・閲覧場所等 :
- ・意見書受付 :
- ・意見書総数 :

川崎市都市計画審議会等

①第7回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：平成29（2017）年7月24日
- ・議題：
 - 都市計画マスタープラン区別構想の改定について
 - 麻生区構想・多摩区構想の改定の視点について

②第8回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：平成30（2018）年3月28日
- ・議題：
 - 市民意見聴取の結果について
 - 多摩区構想・麻生区構想の改定素案骨子について

③第9回 都市計画マスタープラン小委員会

- ・開催日：平成30（2018）年7月10日
- ・議題：
 - 多摩区構想・麻生区構想の改定素案について
 - その他の取組状況について

II 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略。身の回りのあらゆるものがインターネットに接続される仕組みのこと。
生田緑地ビジョン	生田緑地にかかるさまざまな主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想。（平成 23 年（2011）年 3 月策定）
生田緑地マネジメント会議	生田緑地ビジョンの実現に向けて、生田緑地にかかる多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ることなどを目的として、平成 25（2013）年 3 月から開催されている会議。
NPO	Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。環境・福祉などの非営利活動を行う市民団体の総称。平成 10（1998）年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
援農ボランティア	一般市民が人手不足に悩む農業者の農作業を支援する制度。
オフピーク通勤	主に鉄道の混雑緩和を図るため、混雑時間を避けて通勤すること。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体。温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

街区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり 0.25 h a を標準として設置する。
川崎市協働・連携の基本方針	今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを目的として、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すもの。（平成 28（2016）年 3 月）
川崎市総合計画	地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことの目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容等を定めた「実施計画」の 3 層で構成されている。（平成 28（2016）年 3 月策定）
川崎市地区まちづくり育成条例	市民が主体となって、身近な居住環境の維持・改善に取組む活動を進めいく際に必要な手続きや仕組みを定めたもの。（平成 21（2009）年 12 月制定）
川崎市無電柱化整備基本方針	市内の無電柱化の一層の推進を図るために、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めたもの。（平成 23（2011）年 3 月策定）
かわさきハザードマップ	「川崎市地震被害想定調査報告書」や「多摩川・鶴見川ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」等の複数の所管部署にわたる災害リスク情報等を一元化したもの。

管理運営協議会	公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進めることを目的として、平成 18（2006）年から実施された地元管理の取組。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るために、崩壊防止工事等が進められる区域のこと。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定する。
狭あい道路	幅員が 4 m 未満の狭い道路。
協調建替	複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で行う建替え。
緊急輸送道路、緊急交通路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送道路は、市が被災者の避難や物資を輸送するために指定した道路のこと。
近隣公園	「都市公園法」に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり 2 h a を標準として設置する。
交通結節機能	鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。
建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠等）を定める制度。
建築物環境配慮制度(CASBE E川崎)	川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮したしきみをつくる」という政策の基本方向に沿って、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促すもの。
コーディネーション	あるエネルギー源から、電気と熱など複数の異なるエネルギーを同時に得るシステムのこと。エネルギー効率の大きな改善が可能となる。
コミュニティ交通	在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域などを対象に、地域の住民などが中心となって導入する基本的に誰もが利用できる交通手段のこと。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅	平成 23（2011）年、「高齢者住まい法」の改正により、従来の高齢者優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅が統合・廃止され創設された、バリアフリー構造、一定の面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービス（安否確認・生活相談）を提供する高齢者向けの住宅。
災害危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」を川崎市長が「災害危険区域」として指定するもの。がけ崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、区域内において建築物の構造等が規定される。
市街化区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべく区域として定めるもの。

市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路等の公共施設の整備」等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業
自転車ネットワーク	自転車通行環境が途切れることなく、網目状につながっている状態のこと、
市民防災農地	災害時に農地を市民の一時避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用させていただき、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギーなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を貯い、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
新多摩川プラン	多摩川の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い、遊ぶ、学ぶ）を創出するために策定された計画。（平成28（2016）年3月策定）
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
スマートシティ	電力の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた、エリア単位での次世代エネルギー・社会システムの概念のこと。
生活行動圏	鉄道沿線を中心に展開している市民の日常的な生活圏として、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの4つに大別したエリア。
生産緑地地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街化区域内にある農地等のうち、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているものを市町村が指定する。生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇が受けられる一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築は制限される。
整備プログラム (登戸土地区画整理事業)	登戸土地区画整理事業の事業展開などについての考え方を示したもの。（平成25（2013）年8月策定）
総合設計制度	市街地環境の整備を図ることを目的とした、「建築基準法」に基づく制度の一つ。敷地内に一定以上の公共的なオープンスペースを確保する場合などに、容積率や高さの制限が緩和される。

た行

宅地造成工事規制区域	「宅地造成等規制法」に基づき指定される区域。宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの。
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の魅力を活かした街なみづくりの推進を図るために、多摩川の沿岸地域で建築行為や開発行為等を行う際の基本的なルールを設定したもの。(平成 20 (2008) 年 3 月策定)
多摩川水系河川整備計画	多摩川(国の直轄管理区間)における、治水、利水、環境を総合的にとらえた河川整備計画。(平成 13 (2001) 年 3 月策定)
地域生活ゾーン	ターミナル駅等を中心としたおおむね行政区の単位。
地域包括ケアシステム	介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。
地域緑化推進地区	緑豊かな住み良い環境のまちにするために、地区における緑化の内容や緑化された土地の管理などを住民自らが計画し、自主的に緑化を推進しようとする地区的うち、計画案を条例に基づき市長が認定した地区。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置等について、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。
地区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つ。主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり 4 h a を標準として設置する。
地区別方針図	登戸土地区画整理事業施行地区内の土地利用誘導方針を示したもの。地域住民の提言を基に市が作成。
地産地消	地元で生産された農産物を地元で消費すること。
長期優良住宅認定制度	構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度。
超高齢社会	65 歳以上の高齢者の占める割合が全人口の 21% を超えた社会。
低炭素建築物認定制度	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物について、「低炭素建築物新築等計画」を認定する制度。認定を受けた建築物は、税制優遇や容積率の緩和等を受けることができる。
低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン	拠点地域等における開発計画において、地球環境への配慮や都市の成長に資する取組を適切に評価することで、事業者の積極的な取組を促す、容積率特例制度等の運用の考え方等を示したガイドライン。(平成 27 (2015) 年 3 月策定)
田園住居地域	「都市計画法」に基づく用途地域の一つ。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域として平成 29 (2017) 年 5 月の都市計画法の改正に伴い、新たに創設された。
道路整備プログラム	川崎市内で進める道路整備について、客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するための計画のこと。現在の道路整備プログラムは、平成 28 (2016) 年度から 37 (2025) 年度までの計画を示している。(平成 28 (2016) 年 3 月策定)

特定生産緑地	土地所有者が生産緑地地区の買取りを市町村に申し出ができるようになる日以降も、良好な都市環境の形成を図るために保全する必要がある生産緑地地区のことで、「生産緑地法」に基づき市町村が指定する。
特別緑地保全地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内の良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺等で一定の要件に該当する地区を保全するために定めるもの。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採は厳しく規制される。
都市計画基礎調査	「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。
都市計画区域	「都市計画法」による都市計画に関する規制等の適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

ノンステップバス	入口から出口まで床面に段差のない低床式の路線バスのこと。車いすの乗車も可能である。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行える。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------

は行

バイオマス	植物や動物などの再生可能な生物由来のエネルギー資源で、化石資源を除いたもの。
バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに運行情報を提供するシステムのこと。
働き方改革	長時間労働改善や正規社員と非正規社員の格差是正、在宅勤務など多様な働き方をめざす取組のこと。
パブリックコメント	市民生活に重要な計画、制度などの策定に際し、あらかじめその概要を公表し、市民からの意見を募り、その意見を十分考慮して意思決定を行う手続きのこと。
バリアフリー	公共建築物や道路、住宅における段差の解消など、高齢者や障害者などに配慮された設計・仕様のこと。

バリアフリー基本構想・推進構想	「バリアフリー法」に基づき、市が作成する。重点整備地区において、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために事業に関する基本的な構想と地区の整備方針を定めるもの。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
平瀬川支川改修基本計画	平瀬川支川の将来の河川改修に先立ち、行政と市民の協働による水辺環境の保全や潤いのある川づくりを進めるための計画。(平成14(2002)年策定)
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。
福祉のまちづくり条例	障害者や高齢者などが安全で快適に施設を利用できるよう、建築物等の通り、出入口や廊下などの幅員やスロープ、トイレ、エレベーターなどの整備基準を定めたもの。(平成21(2009)年10月改正)
ふれあいの森(市民緑地)	緑の保全と活用を図ることを目的として、土地所有者から良好な樹林地を市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として市民の利用に供するもの。
包括連携協定	地域が抱える課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを活かし、協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組み。
防災再開発促進地区	延焼の危険性をはじめ倒壊危険性や避難困難性など、防災上の危険性が高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。

ま行

身近な生活圏	生活構想圏の範囲内における市民の日常的な生活圏として、鉄道駅を中心に行行動圏を分けたゾーン。
緑の保全地域	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められ、良好な緑を形成している土地の区域等を指定する制度。

や行

ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。
ユニバーサルデザイントクシー	高齢者や子育て世代、車いす利用者をはじめとした、誰もが利用できるタクシーのこと。川崎市内を運行するユニバーサルデザインタクシーは、一般のタクシーと同料金で利用できる。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・上下水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要な設備や機能のこと。
緑地保全協定	「緑地保全事業要綱」に基づき、緑地を保全するため所有者と協定を結ぶ制度。協定地の適正な緑地保全に努めるため、市が管理費の一部を助成している。
緑化推進重点地区	都市の顔となる地区として、重点的な緑化を推進することが効果的な地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区、緑による良好な住環境の形成を図ることができる地区。

川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想

発 行 川崎市

○編 集

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-2713

F A X 044-200-3969

E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp